

2009.5.19 情報通信政策フォーラム (ICPF) 平成 21 年度第 1 回研究セミナー
「売れない学術書の著者が集まりグーグル電子図書館への対応を

議論する会」資料

国際大学 GLOCOM 城所岩生

1. グーグル・ブック検索訴訟の経緯：資料 1

グーグル・ブック検索は、二つの方法で書籍をスキャンし、デジタル化している。「パートナープログラム」によって、出版社から書籍を提供してもらう方法と、「図書館プロジェクト」によって、図書館から書籍を提供してもらう方法である。図書館プロジェクト開始前の 2005 年 9 月、作家協会 (Authors Guild) と全米出版社協会 (Association of American Publishers) は、同プログラムグーグルが著作権を侵害するとしてグーグルを訴えた (パートナープログラムに対しては提訴していない)。

2. 和解内容：資料 2

(1) グーグルはこれまでに許諾を得ずにデジタル化した書籍の著作権者に対して総額 4500 万ドル (1 冊につき 60 ドル以上 300 ドルまで) の解決一時金を支払う。

(2) ① グーグルはデジタル化した書籍のうち、米国内で既存の販売経路で流通していない書籍 (以下、「米国内絶版本」) を以下の表示使用することができる。

・アクセス使用 — 団体向けや消費者向け購読権の販売、公共図書館、非営利教育機関への無償提供

・プレビュー使用 — 書籍の最大 20% までの表示

・スニペット (抜粋) 表示 — それぞれ 3~4 行の抜粋を最大 3 箇所まで表示

② グーグルは以上の表示に広告を挿入することもできる。

③ グーグルは① ②によって得られた収入から自社の取り分 37%を除いた 63%を著作権者に分配する。

(3) (1) (2)からの収入を著作権者に分配するために版權レジストリを設立する。その設立費用として、グーグルは 3450 万ドルを拠出する。

3. 和解案への対応：資料3

(1) 9月4日までに以下の三つの選択肢のどれを選ぶか決めなければならない。

- ① 和解参加 — 何の通知もしない場合、自動的に和解参加となる。
- ② 参加拒否 — 9月4日までに通知する必要がある。参加を拒否する場合、グーグルや参加図書館への新たな訴訟提起や抗議をすることができるが、過去のデジタル化に対する解決一時金を受け取ることはできない。
- ③ 異議申し立て — 9月4日までに、和解条件について米国の裁判所に対して異議を申し立てる。ただし、裁判所に異議を却下された場合は現条件での和解参加となる。

和解に参加した場合は表示使用されることになるが、されたくなければ、次のいずれかを選択できる。

- ① 表示使用の除外 — 米国内絶版本を表示使用から除外すること (exclude/exclusion) を求める。
- ② 特定の書籍の削除 — 2011年4月5日までに特定の書籍をグーグルのデータベースから削除すること (remove/removal) を求める。

4. 和解案のインパクト：資料4、5

グーグルがすでにデジタル化した書籍700万冊の内訳

- ① 著作権のある出版書籍（パートナープログラムによってデジタル化）：100万冊
- ② パブリックドメイン（公共財産）の書籍：100万冊
- ③ 米国内絶版本：500万冊

5. 著作権者の対応：資料6

6. 出版社の対応：資料7～10

参考：日経ネット時評への寄稿

09.4.30 グーグル・ブック検索和解「異議申し立て」のすすめ

<http://www.nikkeidigitalcore.jp/archives/00100/01168/>

08.12.8 「ネットも本も」覇権握るグーグル（下）—和解内容の詳細とわが国への示唆 http://www.nikkeidigitalcore.jp/archives/2008/12/post_182.html

08.12.1 「ネットも本も」覇権握るグーグル（上）—図書館プロジェクトで著作権者と和解 <http://www.nikkeidigitalcore.jp/archives/00100/01168/>

07.7.12 グーグル・ブック検索をめぐる著作権論争

http://www.nikkeidigitalcore.jp/archives/2007/07/post_112.html